

毎月確認しましょう！被扶養者の収入額

～被扶養者等の検認を終えて～

被扶養者等の検認事務については、御協力いただきありがとうございました。

今回の検認で、多く見受けられた事例をいくつか御紹介しますので、参考にしてください。

検認は毎年行います。今後も被扶養者の収入状況を常に把握するとともに、確認書類（給与明細書や送金確認書類等）は適切に保管するようお願いします。



●不足書類（実際の不足・問合せが多かったもの）

- ・別居の被扶養者への送金確認書類（原則手渡しは認められません。）
- ・被扶養者のアルバイト等の給与支給明細書
- ・被扶養者の雇用条件が分かる書類（非常勤講師の勤務条件説明書等）

●扶養手当の支給があるとき

扶養手当の支給があるときは、被扶養者の検認における添付書類が省略できますが、収入の確認が不要なわけではありません。扶養手当の有無に関わらず、被扶養者の収入状況は常に確認しましょう。

●パート収入が4か月連続して108,334円以上あった

パート・アルバイト等で、月々の収入が変動する場合、月額108,334円以上収入がある月が4か月連続したときは4か月の初日に、認定取消となります。

ただし、勤務条件説明書等で収入見込が立つ場合は、雇用時点で認定取消となります。

●被扶養者の収入の12か月の累計が130万円以上あった

被扶養者の収入の12か月の累計が130万円以上になったときは超過した月の初日に、認定取消となります。（12か月の期間は暦年や年度ではなく、9月から翌年の8月、12月から翌年の11月などのように、どの12か月の累計が超えても認定取消となります。）

●非課税収入を含めた額で計算すると限度額を超えていた

被扶養者の収入には、遺族年金や障害年金などの非課税収入も含まれます。所得証明書等に記載されないため、非課税収入の有無について確認しましょう。

公費を受けたら共済組合に届け出ましょう

県や市町村は、さまざまな医療費の助成（公費）を行っており、その対象者に公費の受給者証を交付しています。（指定難病、自立支援、重度心身障害、ひとり親等）

医療費の助成と当共済組合からの給付金の二重給付を避けるため、公費の受給者証の交付を受けたときや、既に届け出ている内容に変更が生じたときには、所定の様式（様式集 § 9-039）により当共済組合に届け出てください。